

# 指名競争入札における参加者の決定に関する要領

令和3年2月1日制定

(入札参加資格業者の格付)

第1条 次の各号に定める業種については、それぞれ当該各号に定めるところにより格付を行う。

(1) 水道管路布設工事

水道施設評点(X)、総合評点(P)、技術者数(給水装置工事主任技術者、給水装置工事配管技能者講習会修了者または給水装置工事配管技能検定会合格者、耐震継手講習受講者、水道配水用ポリエチレン配管施工講習受講者)、緊急修繕業務での出勤実績を考慮して決定する。

(2) 舗装工事

舗装評点(X)、総合評点(P)、技術者数(舗装施工管理技術者、土木施工管理技術者、監理技術者)を考慮して決定する。

(指名業者の選定)

第2条 指名競争入札の指名業者は、当該契約に係る工事の種類に対応する指名競争入札参加資格を有する者のうちから選定するものとする。

2 格付を行う業種における指名業者選定は、当該工事に対応する格付の有資格業者でかつ、指定する有資格者を有する者から行うものとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、当該工事の等級に対応した直近上位または下位の格付の有資格業者を指名業者として選定することができる。

(1) 水道管路工事

Aランク：予定価格2,500万円以上

Bランク：予定価格2,500万円未満

Cランク：予定価格100万円未満

(2) 舗装工事

Aランク：予定価格1,000万円以上

Bランク：予定価格1,000万円未満

3 指名業者の選定に当たっては、次の事項を勘案するものとする。

(1) 有資格業者の本店および営業所(建設業法(昭和24年法律第100号。以下「法」という。))第3条第1項の営業所をいう。以下同じ。)の所在の状況を考慮するものとし、その選定順位は次のとおりとする。ただし、やむを得ないと認めるときは、この限りでない。

- ア 企業団給水区域内に本店を有する者
  - イ 企業団給水区域内に営業所を有する者
  - ウ 企業団を構成する地方公共団体の区域内であって、企業団の給水区域でない区域に本店を有する者
  - エ 滋賀県内に本店を有する者
  - オ 滋賀県内に営業所を有する者
  - カ アからオまでに掲げる者以外の者
- (2) 次に掲げる技術的適性が認められること。
- ア 当該工事と同等以上の施工管理、品質管理を必要とする工事の施工実績があること。
  - イ 当該工事と同等以上と認められる地形、地質等の施工環境における工事の施工実績があること。
  - ウ 工事種別に応じ、当該工事の施工に必要な有資格技術者が確保できると認められること。
- 4 次に掲げる事項に該当し、請負者として明らかに不相当であると認められる場合は、指名から排除する。
- (1) 長浜水道企業団指名停止基準に基づき指名停止を受け、その期間が終了していない者
  - (2) 企業団発注工事について、一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等の事実が関係行政機関から指摘されるなど、請負者の下請関係が不適切であると認められる場合
  - (3) 企業団発注工事について、安全管理の改善に関し労働基準監督署から指導があり、これに対する改善を行わない状態が継続している場合
  - (4) 警察当局から、暴力団が経営に事実上参加する建設業者またはこれに準ずるものとして、公共工事から排除要請があり、当該状態が継続している場合
  - (5) 手形交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全である場合
  - (6) 指名を受けた入札を辞退する場合で、指定日時までに辞退届の提出がなかった者
  - (7) 企業団の入札、工事執行等について職員または他人に強要、暴力もしくは威圧を加えて目的を果たそうとする行為のあった者
  - (8) 設計の単価、数量、金額等非公表事項に関する質問および職員個人の携帯電話または自宅への電話等を繰り返し行った場合
  - (9) 長浜水道企業団の競争入札に参加する者に必要な資格に関する基準第2条第2項に該当する者
- 5 格付を行う業種の工事であって、災害等により緊急に行わなければならない、もしくは特殊な技術、経験または機械を必要とする工事の指名業者の選定については、前条の規定にかかわらず適当と認められる有資格業者を選定することができる。

(指名の特例)

第3条 契約担当者は、高度または特殊な技術および経験を必要とする基本計画の作成、概略または詳細設計、工事の施行について入札を行う場合は、前条の規定にかかわらず、参加の意思確認書の提出を行った者のうち、実績報告書に基づき同種の業務に関する実績を審査するものとする。

2 契約担当者は、前項の参加意思確認および実績の審査結果に基づき、指名業者を選定するものとする。

3 契約担当者は、前項の実績報告書について、契約審査委員会の審議に図り、提出期限の翌日から起算し、おおむね14日以内に確認し、その結果を参加意思表明業者に書面により通知するものとする。

4 必要な実績等については、入札公告において明らかにするものとする。

(指名の通知)

第4条 契約担当者(企業長)は、審査会等の議を経て、指名業者を選定したときは、遅滞なくその旨を入札実施通知書により通知するものとする。

(入札の公告)

第5条 契約担当者は、競争入札に付そうとするときは、次に掲げる日数までに掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合にはその期間を短縮することができる。

(1) 工事一件の予定価格が500万円に満たない工事については、1日以上

(2) 工事一件の予定価格が500万円以上5,000万円に満たない工事については、10日以上

(3) 工事一件の予定価格が5,000万円以上の工事については、12日以上

2 郵便入札により入札を行う場合は、前項に定める日数に郵便が到達するまでの期間を考慮した日数を加算するものとする。

3 前2項の期間の計算にあたっては、土曜日、日曜日および国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)の規定する休日に該当する日ならびに1月1日から同月3日までおよび12月29日から同月31日までの日を除くものとする。